

北九州市指定管理者の評価に関する検討会議開催要綱

(開催目的)

第1条 北九州市の公の施設に係る指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者、以下「指定管理者」という。）の評価に関する事項について客観性及び公平性を確保するとともに、指定管理者制度の効果的及び効率的な運用に向け、有識者等から意見等を聴取することを目的として、「北九州市指定管理者の評価に関する検討会議」を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項に関して意見等を述べる。

- (1) 公の施設を所管する局等（以下「所管局等」という。）が行う、指定管理者の評価に関する事
- (2) 指定管理者評価制度に関する事
- (3) 検討会議の運営に関して必要な事
- (4) その他、指定管理者制度に関する事

(検討会議の構成員)

第3条 構成員は、学識経験者及び有識者のうちから市長が依頼する。

- 2 検討会議に座長を置き、構成員の互選により選任する。
- 3 座長は検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 座長の指名により検討会議に副座長を置き、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する
- 5 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員の再任は妨げない。
- 6 欠員が生じた場合は補欠構成員を選任できる。補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 座長は、評価の対象となる指定管理施設及び業務の内容により、専門的な見地からの意見聴取が特に必要であると認めるときは、検討会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 検討会議は座長が召集し、座長が議長となる。

- 2 検討会議は、必要に応じて、事案に係りのある職員、特定の分野に関する学識経験のある者等の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。
- 3 検討会議は必要に応じて、所管局等に対し資料の提出等、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、財政・変革局市政変革推進室にて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、指定管理者の評価に関し必要な事項は市長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成25年6月5日から施行する。
- 2 北九州市指定管理者制度推進会議の設置及び運営に関する要綱は廃止する。

付則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和6年3月6日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。